

長浜市告示第164号

長浜市在宅障害者（児）社会参加援助金支給要綱（平成18年長浜市告示第458号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

題名を次のように改める。

長浜市在宅しょうがい者（児）社会参加援助券支給要綱
第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この要綱は、在宅のしょうがい者（児）に対し、社会参加援助券（代金又は料金の支払に使用することができるプリペイドカードであって、磁気的方法により第5条に定める額が記録されたものをいう。以下「援助券」という。）を支給することにより、その者の自主的な社会参加を援助し、もってその自立を支援することを目的とする。

第4条を次のように改める。

（支給対象者）

第4条 援助券の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市が身体障害者福祉法第9条第1項から第3項までの規定により援護を行う身体障害者及び知的障害者福祉法第9条第1項から第3項までの規定により更生援護を行う知的障害者並びに市を経由して精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 基準日（支給を受けようとする年度の4月1日）において75歳未満の者であって、在宅で生活しているもの
- (2) 支給を受けようとする年度において市民税非課税世帯に属している者
- (3) 申請日において存命である者

第5条（見出しを含む。）中「援助金」を「援助券」に改める。

第6条中「援助金の支給」を「援助券の支給」に、「在宅障害者（児）社会参加援助金支給申請書」を「在宅しょうがい者（児）社会参加援助券支給申請書」に改める。

第7条を次のように改める。

（支給決定の通知等）

第7条 福祉事務所長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに必要な審査を行い、援助券の支給の可否を決定するものとする。

- 2 福祉事務所長は、援助券の支給を決定したときは、在宅しょうがい者（児）社会参加援助券支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、支給対象者1人につき援助券を1枚支給する。
- 3 福祉事務所長は、援助券の不支給を決定したときは、在宅しょうがい者（児）社会参加援助券不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

第8条第1項中「援助金」を「援助券」に改め、「し、受給権が消滅する年度まで支給」を削り、同条第2項中「援助金」を「援助券」に改め、同条に次の1項を加える。

3 援助券は、再支給しない。

第9条を次のように改める。

(代理受領)

第9条 支給対象者に代わり、代理人として援助券を受領できる者は、支給対象者の保護者その他福祉事務所長が適当と認める者とする。

2 前項の規定により代理人として援助券を受領する者は、委任状(様式第4号)を福祉事務所長に提出するものとする。

第10条を削る。

第11条の見出し中「受給権」を「資格」に改め、同条中「受給者」を「援助券の支給を受けた者」に改め、同条を第10条とする。

第12条の見出し中「援助金」を「援助券」に改め、同条中「援助金の支給」を「援助券の支給」に、「援助金の全部又は一部」を「援助券(既に援助券を使用している場合は、当該援助券及びその使用相当額)」に改め、同条を第11条とする。

第13条の見出しを「(譲渡又は担保の禁止)」に改め、同条中「受給権は、これを他に譲渡し」を「援助券の支給を受ける権利は、譲り渡し」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

様式第1号から第4号までを次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

在宅しょうがい者（児）社会参加援助券支給申請書

年 月 日

長浜市福祉事務所長 あて

住 所

申請者

氏 名

(※)

※本人の自署または、記名押印してください。

電 話 ()

(連絡先 氏名： 続柄：)

在宅しょうがい者（児）社会参加援助券の給付を申請します。

また、支給決定のため、支給対象者及び支給対象者と同一世帯に属する者の住民登録資料、
税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

支 給 対 象 者	住 所			
	フリガナ		生年 月日	年 月 日
	氏 名			
身 体 障 害 者 手 帳	手 帳 番 号	第 号 (年 月 日交付)		
	等 級	1 級 ・ 2 級		
療 育 手 帳	手 帳 番 号	第 号 (年 月 日交付)		
	程 度	A 1 ・ A 2 ・ B 1 ・ B 2		
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	手 帳 番 号	第 号 (年 月 日交付) 有効期限 年 月 日		
	等 級	1 級 ・ 2 級		
施 設 等 入 所 の 状 況	1 入所していない 2 入所している (施設名：)			

※支給対象者（児童の場合は、保護者）が申請してください。

様式第2号（第7条関係）

在宅しょうがい者（児）社会参加援助券支給決定通知書

年 月 日

様

長浜市福祉事務所長

申請のありました在宅しょうがい者（児）社会参加援助券の支給について下記のとおり決定したので通知します。

記

次のとおり援助券を支給します。

- （1） 支給対象者
- （2） 支 給 額

様式第3号（第7条関係）

在宅しょうがい者（児）社会参加援助券不支給決定通知書

年 月 日

様

長浜市福祉事務所長

申請のありました在宅しょうがい者（児）社会参加援助券の支給について下記のとおり決定したので通知します。

記

次の理由により支給できません。

--

委任状

年 月 日

長浜市福祉事務所長 あて

委任者（頼む人）

住所 _____

氏名 _____

※本人の自署または、記名押印してください。

私の在宅しょうがい者（児）社会参加援助券の受領に関する権限を下記の者に委任します。

記

代理人（頼まれる人）

住所	
氏名	
続柄	
電話番号	

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の長浜市在宅障害者（児）社会参加援助金支給要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により援助金の支給を受けた者に係る旧要綱第12条の規定の適用については、なお従前の例による。